

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央大通り沿線の将来像「佐賀の次世代（こどもたち）の成長とともにある中央大通り（シンボルロード）」の実現に向けて、土地利用方針に沿った機能配置を促していくため、中央大通り沿線において民間建築物の整備に向けた基本計画の企画・立案に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本計画 建築物の新築、増築、改築及び改修に係る企画、基本設計等並びに事業内容や収支に係る計画をいう。
- (2) 専門家等 基本計画を企画・立案するために必要な建築、不動産、事業運営等に係る専門的な知識、資格等を有する者をいう。
- (3) トータルデザイン 佐賀市中央大通り再生計画（平成27年3月策定）に位置付けられた実践プログラムに基づき、中央大通りの道路空間や沿道建築物等に係る具体的な整備方針を定めた佐賀市中央大通りトータルデザイン（平成30年3月策定）をいう。
- (4) デザインガイドライン トータルデザインにおいて定めるデザインガイドライン（沿道建築物等）をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、別表1に示す中央大通り沿線エリア（県道佐賀停車場線に接する敷地）に所在する土地又は建物とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 国、県その他の公的機関から補助金の交付を受けているもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 補助対象物件の所有者

イ 補助対象物件の所有者から、当該物件における補助事業の実施について承諾を得ている者

(2) 市税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象経費、補助率等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

2 補助率及び補助金の上限額は、別表4のとおりとする。

3 補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条に規定する交付申請書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、同条第3号に規定する書類は、別表5のとおりとする。

（決定の通知）

第8条 規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

（交付決定前の事業着手）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4

条に規定する補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により交付決定前に補助事業に着手する場合は、市長から交付決定前着手届を受理した旨の通知を受けてから着手するものとする。この場合において、申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で、補助事業に着手するものとする。
- 3 前項に規定する通知は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定前着手届受理通知書（様式第4号）によるものとする。

（補助事業等の変更）

第10条 規則第8条第1項に規定する変更申請書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業変更申請書（様式第5号）とする。

- 2 規則第8条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となるとき。
 - (2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。
- 3 規則第8条第3項に規定する交付変更通知書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付変更通知書（様式第6号）とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業実績報告書（様式第7号）とし、同条第3号に規定する書類は、別表6のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第13条に規定する確定通知書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金確定通知書（様式第8号）とする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

- 2 規則第14条第2項に規定する交付請求書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付請求書（様式第9号）とする。
- 3 代理受領を行う場合は、前項の交付請求書と合わせて、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金代理受領申請書兼委任状（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第14条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第16条に規定する返還命令書は、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金返還命令書（様式第12号）とする。

(帳簿書類の整備、閲覧等)

第16条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

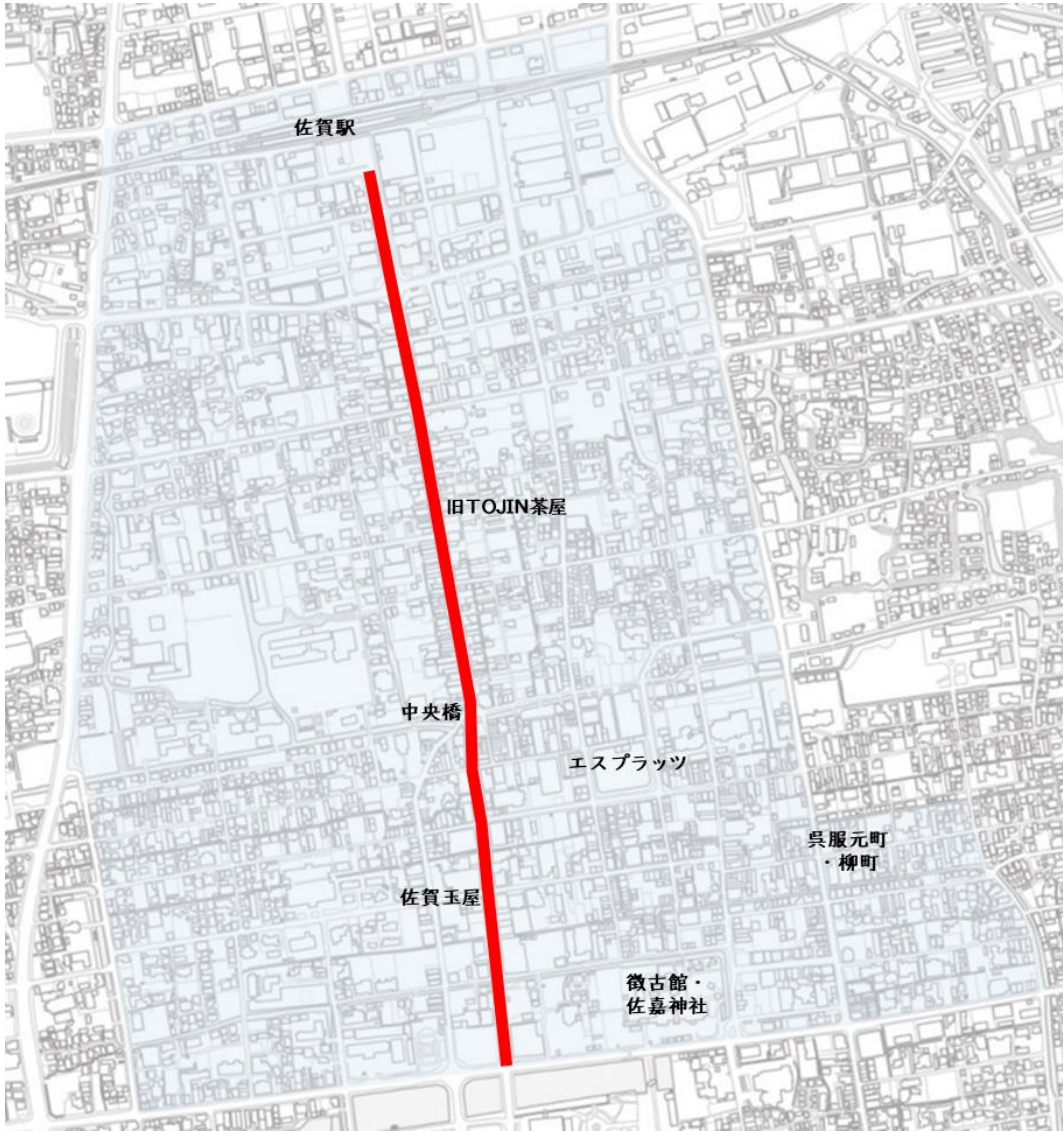
附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

中央大通り沿線 エリア	下図の  で示した道路（県道佐賀停車場線）に接する敷地
	

別表 2（第 4 条関係）

内 容	補助要件
中央大通り沿線エリアにおいて民間建築物の整備に向けた基本計画の企画・立案を行う事業	(1) 基本計画は、基本設計、立面図、平面図、配置図（以下「基本設計等」という。）を含むこと。 (2) 基本設計等は、建築士法第 2 条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「建築士」という。）が作成するものであること。 (3) 基本計画の企画・立案に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。 ・補助事業者が選定する専門家等から助言等を受けること。 ・基本計画に基づき、民間建築物を整備する予定であるとの意思を有すること。 ・デザインガイドラインを踏まえた内容とすること。

別表 3（第 6 条関係）

補助対象経費	・報償費（専門家等に対する謝金） ・旅費交通費（専門家等に対する交通費） ・使用料及び賃借料（会議室使用料等） ・委託費（調査、基本設計、図面作成等の専門的な技術を要する部分の外注費）
補助対象外経費	・人件費 ・金融機関への振込手数料 ・財産取得費 ・施設維持管理費 ・消費税額及び地方消費税額 ・その他市長が適当でないと認める経費

別表 4（第 6 条関係）

補助率	補助金の上限額
補助対象経費の 4 分の 3	1 件につき 1 5 0 万円

別表 5（第 7 条関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 誓約書(2) 市税の完納証明書(3) 補助対象物件の概要が分かる資料（登記事項証明書等）(4) 現況写真(5) 経費内訳が分かるもの（見積書等）(6) 基本設計等を作成する建築士の資格（建築士法第 5 条第 2 項に規定する免許証等）が確認できる書類(7) 建築物の所有者の承諾書(8) その他参考となる資料 |
|---|

備考 この表の(7)については、補助事業者が第 5 条第 1 号イに該当する場合に限る。

別表 6（第 11 条関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 企画・立案した基本計画(2) 委託費に係る業務契約書の写し(3) 支払の根拠となる資料（領収書又はこれに類するものの写し）(4) その他参考となる資料 |
|--|

備考 この表の(3)については、代理受領をする場合は、補助事業に要した経費から第 8 条の規定により通知を受けた補助金の額を控除した額に係る領収書又はこれに類するものの写しとする。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付申請書

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助対象物件の所在地		佐賀市	
補助対象金額		円	
交付申請金額		円	
補助事業の完了予定年月日		令和 年 月 日	
添付書類		☐ 事業計画書（別記様式第１－１） ☐ 収支予算書（別記様式第１－２） ☐ その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第8条関係）

佐市中振第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助対象物件の所在地		佐賀市	
交付決定金額		円	
交付条件			

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔 法人の場合は、押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日付けで申請している事業について、補助金の交付決定前に着手したいので、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり提出します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助対象物件の所在地		佐賀市	
着手予定年月日			
交付決定前着手が必要な理由			
誓 約 事 項		☐ 交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手します。 ☐ 当該事業について、交付決定を受ける補助金額が交付申請金額に達しない場合においても、異議を申し立てません。 ☐ 当該事業について、着手から交付決定を受けるまでの期間は、計画変更を行いません。	

様式第4号（第9条関係）

佐市中振第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金
交付決定前着手届受理通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった交付決定前事前着届について受理したので、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

なお、当通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔 法人の場合は、押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業変更申請書

令和 年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助事業の変更の内容			
変更の理由			
変更後の補助対象金額		円	
変更後の交付申請金額		円	
変更後の補助事業の完了予定年月日		令和 年 月 日	
添付書類		☐ 事業計画書（別記様式第 1－1） ☐ 収支計画書（別記様式第 1－2） ☐ その他市長が必要と認める書類	

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔 法人の場合は、押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助事業の完了年月日	令和 年 月 日		
補助金の交付決定金額	円		
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額	円		
補助金額	円		
添付書類	☐ 事業報告書（別記様式第 2－1） ☐ 収支決算書（別記様式第 2－2） ☐ その他市長が必要と認める書類		

様式第8号（第12条関係）

佐市中振第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助金の交付決定金額		円	
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額		円	
補助金の交付確定金額		円	

様式第9号（第13条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

法人の場合は、押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付請求書

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称		中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助金の交付決定金額		円		
補助金の交付確定金額		円		
補助金の既交付金額		円		
交付請求金額		円		
今回請求後の未請求金額		円		
振 込 先		金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組 店	
		口座番号	当座・普通	
		(フリガナ)		
		口座名義人		

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金代理受領申請書兼委任状

令和 年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付確定を受けた補助事業について、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により、次のとおり代理受領を申請し、同補助金の受領に係る一切の件を次に掲げる者に委任します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補助金の交付確定金額			円
受領委任額			円

上記権限を受任することに同意します。

住 所			
氏 名 又 は 名 称	印		
電 話 番 号			
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組 店	
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第 11 号 (第 14 条関係)

佐市中振第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け佐市中振第 号で交付決定した補助事業について、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
交 付 決 定 金 額		円	
取 消 金 額		円	
取 消 事 由			

様式第 12 号 (第 15 条関係)

佐市中振第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金返還命令書

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額		円	
返 還 期 限		令 和 年 月 日 まで	
返 還 理 由			
返 還 方 法			
補 助 年 度	令 和 年 度	補 助 事 業 の 名 称	中央大通り 土地利用プランニング支援事業
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額		円	
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円	
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額		円	